

2026

27 (土)

15:30~17:00

国際対話で問う

なぜ日本だけが
選択的夫婦別姓を
認めないのか？

日本では、現在も夫婦同姓が法律で義務づけられていますが、夫婦同姓を強制しているのは、世界的にみても、わが国のみといわれています。また日本では、9割以上の夫婦が、男性の氏を選択しているという現状があります。

本企画では、近年、制度改革が進んだトルコ・オーストリアの現地と繋ぎ、選択的夫婦別姓制度が生まれる背景や暮らし・働き方への影響などを、テレビの情報番組などでもおなじみの菊間千乃さん（弁護士）をお迎えして、深く語り合います。

「氏」と「家族のあり方」から、これからの社会を一緒に考えてみませんか。



菊間 千乃さん
(弁護士 - 日本)



Ms. Elisabeth Mayer-Wildenhofer
(弁護士 - オーストリア)



Mr. Cengiz Söylemezoğlu
(弁護士 - トルコ)



コーディネーター
西原 和彦さん
(大阪弁護士会)

参加費無料

2026年2月7日(土)15:30~17:00

会場 梅田スカイビル 22階 会議室

問い合わせ 06-6364-1227 (大阪弁護士会人権課)

主催 大阪弁護士会 共催 日本弁護士連合会 協力 一般社団法人あすには

ONE
WORLD
FESTIVAL

オンライン視聴OK

ZOOMウェビナー

【要事前申込】

詳しいお申込み方法は裏面をご覧ください

